



2022年5月13日

各 位

会社名 丸藤シートパイル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 加藤 七郎  
(コード番号 8046 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役執行役員総務人事担当 高橋 圭介  
( TEL 03-3639-7641 代表 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において2022年6月29日開催予定の当社第74回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の機動的な運営を可能とするため、取締役会の書面決議を可能とする規定を現行定款第24条第2項に追加をするものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度が導入されるので変更をするものであります。
- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③上記が新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(決議の方法) 第23条 (条文省略)  (新 設)	(決議の方法) 第24条 (現行どおり) 2 <u>当社は、取締役(当該決議事項について決議に加わることができるものに限る)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 定款第 15 条の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については従前の例による。</p> <p>3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日にこれを削除する。</p>
(新 設)	

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日  
定款変更の効力発生予定日

2022 年 6 月 29 日 (水曜日)  
2022 年 6 月 29 日 (水曜日)

以 上